

大治町暴力団排除条例

(目的)

第一条 この条例は、大治町からの暴力団の排除に関し、基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、町が暴力団の排除のために実施する施策の基本事項等を定めることにより、町及び町民等が一体となって暴力団の排除を推進し、もって町民の安全で平穏な生活を確保し、及び町内の事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。

二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。

三 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及び暴力団員による不当な行為により町民の生活又は町内の事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

四 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

五 事業者 事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。

六 青少年 十八歳未満の者をいう。

七 町民等 町民及び事業者をいう。

八 推進センター等 法第三十二条の二第一項の規定により公安委員会が愛知県暴力追放運動推進センターとして指定した者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体をいう。

(基本理念)

第三条 暴力団の排除は、暴力団が町民の生活及び町内の事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を利用しないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団と交際しないことを基本として推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、町及び町民等が協働して推進するものとする。

(町の責務)

第四条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、町民等の協力を得るとともに、県及び推進センター等との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

2 町は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、警察署その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するものとする。

(町民等の責務)

第五条 町民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むよう努めるとともに、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業により暴力団に利益を与えることがないようにするとともに、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力しなければならない。

3 町民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、町、警察署その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めなければならない。

(町の事務及び事業における措置)

第六条 町は、公共工事その他の町の事務又は事業により暴力団に利益を与えることがないように、暴力団関係者を公共工事の入札に参加させないことその他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公の施設の利用における措置)

第七条 町長若しくは教育委員会又は指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、公の施設の利用の許可の申請があつた場合において、当該公の施設の利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例（以下「設置管理条例」という。）の規定にかかわらず、当該許可をしないことができるものとする。

2 町長若しくは教育委員会又は指定管理者は、公の施設の利用の許可をした後において、当該公の施設の利用が暴力団の利益になると認めるときは、設置管理条例の規定にかかわらず、当該許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができるものとする。

3 前二項の規定は、設置管理条例に暴力団の排除に関する特段の定めがある場合には、適用しない。

(町民等に対する支援)

第八条 町は、県及び推進センター等と連携し、町民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、町民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(青少年に対する指導等)

第九条 町は、県及び推進センター等と連携し、青少年が暴力団に加入しないよう、及び暴力団の排除の重要性を認識して暴力団に対する正しい理解の下に行動することができるよう、青少年に対する指導及び助言その他の取組を行うよう努めるものとする。

2 町は、保護者その他の青少年の育成に携わる者が青少年に対して指導及び助言その他の取組を行うことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第十条 町は、県及び推進センター等と連携し、町民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、暴力団の排除の気運を醸成するための広報及び啓発を行うものとする。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。